

# 日田市議会基本条例（素案）

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条）
- 第4章 市長等と議会の関係（第8条—第11条）
- 第5章 議員間討議及び政策形成（第12条—第14条）
- 第6章 委員会運営（第15条）
- 第7章 政務活動費（第16条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条—第19条）
- 第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条—第24条）
- 第10章 最高規範性と見直し手続（第25条・第26条）

### 前文

地方議会は、二元代表制の下に、首長及び他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分に發揮して、住民福祉の向上はもとより、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

平成12年4月施行のいわゆる地方分権一括法により、地方分権社会への転換が進められ、地方自治体は、自己責任と主体性をもつて、地域のことは地域で決める自己決定権が大幅に拡大した。また近年、住民ニーズに対する行政課題は、多様で複雑化してきている。そこで、行政運営や事務の執行に関する審議権、議決権、調査権などを担う地方議会に求められる役割と責務は、一層増大することとなった。

そのため、日田市議会（以下「議会」という。）としては、公正・公平・透明な議会運営、市民参加の促進、議員相互の自由闊達な議論等の強化に努め、市政に対する監視や評価、政策立案及び政策提言等をより積極的に行うなど、市民の信頼と負託に応えられるよう、その機能を最大限に發揮しなければならない。さらに、自らの改革と議会運営の充実強化に継続して取り組むことにより、常に市民とともに歩む議会とする必要がある。

よってここに、議会及び議員が果たさなければならない役割等の

基本的事項を定め、その使命の達成に向けて全力で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会が担うべき使命を果たすために必要な基本的事項を定め、議会及び議員の責務を明確化することにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市政の最高意思決定機関として、その自覚と責任を持ち、住民自治及び団体自治の進展を図り、真の地方自治の実現に全力で取り組むものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1)公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2)市民に対し、議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。
- (3)市民の意思を市政及び議会活動に反映させるよう努めること。
- (4)市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営を監視すること。
- (5)市政に対し、政策立案又は政策提言に積極的に取り組むこと。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1)議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (2)市政に関する市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めて、市民の代表者としてふさわしい活動をするこ

と。

- (3) 議会の構成員として、市民福祉の向上を目指し活動すること。
- (4) 自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

#### (危機管理対応)

第6条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命及び財産等を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と連携の下、的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めなければならない。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参加及び市民への情報提供)

- 第7条 議会は、議会活動に関する情報について、日田市情報公開条例（平成12年条例第3号）との整合性を図りつつ、市民に積極的に公開して透明性を高め、市民参加を促し、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。
- 2 議会は、本会議のほか全ての会議を原則として公開する。
  - 3 議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について、定期的に公開するものとする。
  - 4 議会は、請願及び陳情の審議及び調査に当たっては、当該請願及び陳情の提出者が意見を述べる機会を保障するものとする。
  - 5 議会は、市民の意見及び知見を審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。
  - 6 議会は、議会活動に関して多様な媒体を用いて市民に分かりやすく情報提供を行うものとする。
  - 7 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設け、積極的な情報提供に努め、市民の意見を把握し、議会活動に反映

させるものとする。

#### **第4章 市長等と議会の関係**

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて、市政の発展に努めなければならない。

- 2 本会議における質疑及び質問は、論点を明確化するため、一問一答方式により行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、本会議又は委員会において、論点及び争点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(政策等の説明)

第9条 議会は、市長から市民生活に重大な影響を与える政策、計画、施策、事業等を含む議案が提案されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

(予算及び決算における説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策又は事業ごとに分かりやすい説明を求めるものとする。また、必要に応じて関連資料の提示を求めることができる。

(議会の議決事件)

第11条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として別に条例で定める。

#### **第5章 議員間討議及び政策形成**

(議員相互間の討議)

第12条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう本会議のほか全ての会議を運営しなければならない。

#### (政策形成機能の充実)

第 13 条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策立案及び政策提言など政策形成に努めるものとする。

- 2 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に政策研究に関する機関を置くことができる。
- 3 議会は、政策研究に関する機関の充実強化を積極的に図るものとする。

#### (議会意見の尊重)

第 14 条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

### 第 6 章 委員会運営

#### (委員会運営の原則)

第15条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）は、専門性を生かして公平な運営を行い、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

- 2 委員会等は、その意思決定に当たり、委員相互の自由な討議を行うものとする。

### 第 7 章 政務活動費

#### (政務活動費)

第 16 条 政務活動費は、議員による政策研究等に資するため、日田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 2 号）の規定により、議員個人に対して交付するものとする。

- 2 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。
- 3 議員は、公正性、透明性等の観点から、政務活動費に係る収支報告を市議会ホームページ等で公開しなければならない。

### 第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

#### (政治倫理)

第17条 議員は、市政が市民の負託によるものであることを認識し、

その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員定数)

第 18 条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることができるように定められなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主に定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

## 第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革の継続的な取組)

第 20 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に継続的に取り組むものとする。

(議員研修の充実)

第 21 条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第 23 条 議会は、議会の政策立案及び政策提言等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

(議会図書室)

第 24 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

## 第 10 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 25 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、この条例に関する研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 26 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

## 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。